

1	名 称 (予 算 事 業 名)		交通遺児見舞金											
			予 算 事 業 名		就学事務費									
			予算事業コード		02438									
2	交 付 開 始 年 度		不 明	—	年 度	創 設 か ら — 年 度 目		3	終 期		令 和	8	年 度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		学校教育課		
6	根 拠 法 令		交通遺児見舞金支給要領											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		篤志家からの寄附金を、両親又は親の一方が交通事故に起因して死亡したあとに残された児童生徒に見舞金として交付することで、子どもたちの日常の学習に役立ててもらう。											
8	補 助 対 象 者		交通遺児											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	100	100	0	0	0	100.0%	0	0.0%			
			R5年度決算額	100	100	0	0	0	100.0%	0	0.0%			
			R6年度当初予算額	100	100	0	0	0	100.0%					
R7年度予算要求額	110	110	0	0	0	100.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		教育総務費寄附金として受けた歳入を該当児童へ均等分配											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		当該年度の寄附金を交通遺児に均等分配する。											
	増 減 理 由		R6年度寄附金額の実績により増額											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	交通遺児育成のための寄附金をもとに、見舞金を実施している事業である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	市内在住で、小中学校に在籍する遺児に対し見舞金を均等分配している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 見舞金を交付することにより、児童生徒の日常の学習のために役立っている。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 就学児童生徒の内「交通遺児」に対する唯一の支援施策である。		
透 明 性	5	計画に沿い事業を実施している。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

1	名 称 (予 算 事 業 名)		就学援助										
			予 算 事 業 名	就学援助費									
			予算事業コード	(小学校費)00888 (中学校費)00914									
2	交 付 開 始 年 度		昭和	33	年度	創 設 か ら 68 年度目			3	終 期	令和	7	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		学校教育課	
6	根 拠 法 令		学校教育法第19条										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に学用品費等の援助を行い、義務教育がもれなく円滑に実施されるようにする。										
8	補 助 対 象 者		要保護・準要保護世帯の児童生徒										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度決算額	160,022	159,807	215	0	0	99.9%	0	0.0%			
		R5年度決算額	75,418	75,337	81	0	0	99.9%	0	0.0%			
		R6年度当初予算額	81,767	81,567	200	0	0	99.8%					
		R7年度予算要求額	80,770	80,540	230	0	0	99.7%					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助単価:国の基準に準じている。										
	増 減 理 由		対象児童生徒数の減										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	就学援助を希望する者が多く、事業に対するニーズは高い。 義務教育がもれなく円滑に実施されるようにするための事業として有効である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	経済的理由によって就学困難な状況かどうかの判断を単に所得だけでなく、日常の生活状況等も考慮し、総合的に判断している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 就学に必要な経費を保護者に援助することによって、児童生徒の学習環境が安定し、義務教育の円滑な実施につながっている。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 ドリル等学用品の未収を防ぎ、保護者のみならず学校現場における学校運営にも寄与し、しいては子どもの貧困対策の一翼を担う。		
透 明 性	5	事業計画に沿い事業を行っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 6 年度

生活保護にはならないものの、経済的な理由によって就学困難な世帯の保護者に対し、就学援助認定基準に基づき執行しているため。 また、認定基準については、生活保護基準の見直しに伴い、影響等を調査し決定している。

1	名 称 (予 算 事 業 名)		特別支援教育就学奨励費											
			予 算 事 業 名		特別支援教育就学奨励費									
			予算事業コード		(小学校費)00889 (中学校費)00915									
2	交 付 開 始 年 度		昭 和	29	年 度	創 設 か ら 72 年 度 目			3	終 期	令 和	7	年 度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		学校教育課		
6	根 拠 法 令		特別支援学校への就学奨励に関する法律、同施行令、特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について補助することにより特別支援教育の普及奨励を図る。											
8	補 助 対 象 者		特別支援学級に就学する児童生徒											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	15,391	8,024	7,367	0	0	52.1%	0	0.0%			
			R5年度決算額	16,556	8,689	7,867	0	0	52.5%	0	0.0%			
			R6年度当初予算額	22,459	11,655	10,804	0	0	51.9%					
R7年度予算要求額	25,168	13,010	12,158	0	0	51.7%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、自家用車交通費											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助単価:国の基準に準じている。											
	増 減 理 由		対象児童生徒数の増、学校給食費の増											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	特別支援教育の普及奨励を図るための事業として有効である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	特別支援学級に在籍する者に事業の目的及び内容を周知するとともに、受給を希望する者に対して援助を実施している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 負担能力の程度に応じ、費用の一部又は全部を援助しており事業としての有効性は高い。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 ドリル等学用品の未収を防ぎ、保護者のみならず学校現場における学校運営にも寄与し、しいては子どもの貧困対策の一翼を担う。		
透 明 性	5	事業計画に沿い事業を行っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 6 年度

特別支援学校への就学奨励に関する法律、同施行令に基づき、保護者の負担能力の程度に応じ執行しているため。